平成２３年（フ）第１３号
長野県諏訪郡富士見町立沢791番地３
債務者　矢沢　知恵
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１４号
長野県岡谷市加茂町４丁目５番20号　河畔荘３号
債務者　松本　栄治
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１４号
岐阜市石谷1170番地　石谷ハイツ　Ｄ－２号室
債務者　村下　岸子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
岐阜県羽島市江吉良町江西１丁目15番地
債務者　金森美記男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
岐阜市上土居２丁目９番８－210号　ラフォーレ・ハザマ
債務者　西部　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科871番地の２
債務者　山本みづほ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２号
静岡県下田市６丁目20番７号　メゾンツチヤ101
債務者　遠藤　真澄
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１５３号
愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字政吉78番地
債務者　梅田　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
三重県鈴鹿市安塚町1275番地の111　流通産業安塚寮Ｂ207、前住所三重県津市上弁財町11番11号
債務者　東塚　貴廣
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２号
三重県伊賀市上野田端町920番地の８
債務者　村田　江美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１１２号
滋賀県草津市西渋川１丁目16番20号　プチシャトーＹＯＵ201号、前住所滋賀県草津市東草津２丁目２番53号
債務者　畑　千代美（旧姓山戸）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
滋賀県愛知郡愛荘町長野2107番地14
債務者　福田　浩之
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２４号
滋賀県愛知郡愛荘町長野2107番地14
債務者　福田　初美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９３号
兵庫県加古郡播磨町大中２丁目５番36号　ペイズリーハイツ105号
債務者　日畑　英子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３８号
兵庫県姫路市夢前町前之庄458番地
債務者　松川　利江
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４３号
兵庫県赤穂市塩屋2694番地の１
債務者　田中　敏文
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６９号
鳥取県鳥取市吉成566番地53
債務者　山本　朝子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所民事部